

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

令和7年5月26日より、戸籍へ氏名の振り仮名(フリガナ)を記載する制度が始まります。これまで、氏名の振り仮名は戸籍上公証されていませんでしたが、戸籍の記載事項に新たに記載され、公証されることになりました。

これにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも振り仮名が記載できるようになり、行政サービスのデジタル化の促進や本人確認情報としての利用などの効果が期待されます。

戸籍へ氏名の振り仮名を記載するために、5月26日以降、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名が通知されます。

町では、8月中旬頃に通知の発送を予定しています。

詳しくは、法務省ホームページでご案内していますので、ご覧ください。

法務省ホームページ

二次元コード



戸籍制度マスコットキャラクター

〔コセキツネ〕

住民課
お知らせほか

国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場住民課の窓口で手続きをしてください。

令和7年度分(令和7年7月から令和8年6月分まで)の免除などの受付は令和7年7月1日から受け付けします。

また、申請ができる過去の期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

学生納付特例申請書の送付について

令和6年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和7年度も在学予定の方に「国民年金保険料学生納付特例申請書」を日本年金機構からお送りしています。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和7年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要があります。ただし、在学している学校などに変更がある方は、このハガキで申請することはできませんので、青梅年金事務所または役場住民課に在学証明書などを添付して申請してください。

※詳しくは日本年金機構ホームページでご確認ください。

※問い合わせは、青梅年金事務所

住民課

☎ 30-3410
☎ 83-2182



日本年金機構ホームページ

二次元コード